

東灘区内のこどもの見守り活動支援に関する要綱

(平成 19 年 12 月 20 日 東灘区長決定)

(平成 26 年 7 月 29 日 改正)

(平成 29 年 6 月 1 日 改正)

(令和 3 年 6 月 8 日 改正)

(令和 5 年 4 月 1 日 改正)

(令和 8 年 4 月 1 日 改正)

(目的)

第 1 条 この要綱は、東灘区内におけるこどもの見守り活動を支援することにより、地域住民で構成される地域団体（以下「団体」という。）と神戸市立小学校（以下「小学校」という。）が連携した活動が促進され、子ども達が安全・安心に過ごすことのできる地域づくりの向上を実現することを目的として、掛かる経費の支援（以下「補助金」という。）について必要な事項を定める。

(支援対象となる団体)

第 2 条 この要綱を適用する対象団体は、区内の小学校と連携して防犯活動を実施するもので、区内の小学校長からの推薦を受けた団体とする。

2 以下の活動を行う団体は支援対象に該当しない。

- (1) 営利目的の活動
- (2) 特定の宗教活動
- (3) 政治活動
- (4) 団体間や小学校との連携を阻害する活動
- (5) その他、固有の目的を実現しようとするもので、前条の目的に相違する活動

(支援対象となる活動内容)

第 3 条 支援対象となる活動内容は、以下のとおりとする。

- (1) 登下校時や放課後のこどもの見守り活動
 - (2) こどもの見守りに関する各団体間の連携を促進するための会議等の開催
 - (3) こどもの見守りに関する意識啓発に繋がる講習会・講演会等の開催
 - (4) こどもの見守りに関する意識啓発や、活動への参加を呼びかけるための広報紙等の発行
 - (5) その他、第 1 条の目的を実現するための活動として、地域での活動がより活性化される活動、または、新たな活動の足掛かりとなる活動
- 2 活動内容については小学校の意向に配慮し、事前に学校長と相談の上、双方了承の上で決められたものでなければならない。
- 3 支援対象となる活動の期間は、補助金交付決定の当該年度内とする。

(補助対象項目)

第 4 条 この要綱で定める補助金の使途は、以下の項目に係る経費に限る。

- (1) こどもの見守り活動に使用する防犯グッズ等の購入及び同活動中の熱中症対策に要する経費
- (2) 講演会または会議等の開催経費。但し、必要な水分補給用飲料等費以外の飲食代については認めない
- (3) 広報・連絡費

(交付額の上限)

第5条 一団体に対する補助金の交付額は、予算の範囲内とし、30,000円を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金を受けようとする団体は、交付申請書(様式1)を区長あてに提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 区長は、交付申請に基づいて審査を行い、第2条及び第3条に該当すると認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 区長は申請者に対し、交付決定通知書(様式2)の発出をもって補助金の交付決定を通知する。

3 交付申請を行った団体は、交付決定通知書受領後、速やかに交付請求書(様式3)を区長へ提出する。

4 区長は、交付請求書受領後、速やかに補助金の交付を行う。

(実施報告)

第8条 補助金の交付を受けた団体は、活動が終了後又は補助金決定の当該年度3月31日までに活動を終了し、速やかに実施報告書(様式4)を区長へ提出しなければならない。

(交付額の確定等)

第9条 区長は、前条の規定に基づく報告内容を審査し、第7条により交付の決定をした額を上限として、補助金の交付額を確定し、その結果を交付額確定通知書(様式5)により、当該団体に通知するものとする。

2 区長は、補助金の交付を受けた団体が不測の事態により予定した活動などを実施できなかった場合は、実施状況に応じて補助金額を減額するものとする。

3 区長は、確定した補助金の交付額が、交付決定における交付額と同額である場合は、第1項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の決定の取消し又は変更)

第10条 区長は、補助金の交付を決定した団体が次の各号に該当するとき、補助金の交付の決定を取り消しまたは変更することができる。

(1) 団体が解散したとき又は東灘区内のこどもの見守り活動を休止したとき

(2) 支援対象の条件に違反したとき

(3) 不正手段をもって補助金を受領したとき

2 前項の規定は、補助金交付額の確定があった後においても適用する。

3 区長は、第1項の規定により取消し又は変更したときは、速やかにその旨を文書により当該団体に通知するものとする。

(交付金の返還)

第11条 区長は、第9条第1項の規定により補助金の交付額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を決めて確定した額を超える部分の補助金の返還を命じるものとする。

2 区長は、第10条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消し又は変更をした場合において、補助金の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を決めてその返還を命じるものとする。

(疑義の決定)

第12条 この要綱に定めのない事項は、区長がその都度定める。

附 則

この要綱は、平成19年12月20日から施行する。

この要綱は、平成26年7月29日から施行する。

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

この要綱は、令和3年6月8日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。